

被災地の感染廃、
他の廃棄物と分別

環境省

環境省は3月30日、
東日本大震災で被災し
た地域で発生する感染
性廃棄物の取り扱いに
ついて、他の災害廃棄
物と分けて収集、滅菌
処理できるまで保管す
ることなどを、被災県
はじめ近隣都道県に事
務連絡した。

収集は▽「感染性廃

棄物」と記されてい
る容器やバイオハザ
ードマークのついた容器
はそのまま保管場所へ
運搬▽注射針、点滴用の
針、メスなどの鋭利なも
のは手などを傷つけな
いようにし、堅ろうな容
器に入れて運搬する。